

函館市樞法華地域防災行政無線施設の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市樞法華地域防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の適切な管理を行うため、無線施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線施設の名称および設置場所)

第2条 無線施設の名称および設置場所は、別紙1「函館市樞法華地域防災行政無線施設一覧」のとおりとする。

(戸別受信機)

第3条 市長が設置することができる戸別受信機の設置場所および貸与数は次のとおりとし、無償で貸与する。

設置場所	貸与数
1 樞法華地域に住所を有する住民の世帯主の住家	1台
2 国、道、市その他公共的団体の事務所および施設	市長が必要と認めた台数
3 学校、医療機関	1台
4 その他市長が必要と認めた場所	市長が必要と認めた台数

2 前項の表に規定する貸与数のほかに、別途戸別受信機の設置を希望する場合は、有償で設置できるものとする。

(無線施設の管理)

第4条 市長は、前条第1項で設置した戸別受信機について、別紙2「函館市樞法華地域防災行政無線戸別受信機配付名簿」を作成し、保管するものとする。

2 市長は、第2条の無線施設（別紙1の2のNo. 2の遠隔制御装置を除く。）について、正常かつ能率的に管理するために、定期または随時に検査をし、常に防災行政無線の円滑な運用が図れるように努めなければならない。

(運用の範囲)

第5条 防災行政無線の運用は、原則として公共の利益に関するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 第3条第1項の戸別受信機の利用者は、戸別受信機について次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 常に最良の状態に保つよう管理しなければならない。
- ② 異常を発見したときは、直ちに市長に届け出ること。
- ③ 他の者に貸し付けたり、譲渡してはならない。
- ④ 使用者の責めにより破損した場合は、使用者が修理するものとし、その場合、市長の指定する者以外に戸別受信機の解体、修理等を依頼してはならない。
- ⑤ 使用者が転居するときは、あらかじめ市長に届け出し、その指示を受けるものとする。

(使用者の損害賠償)

第7条 使用者が前条の各号の規定に違反し、市に損害を及ぼしたときは、市長が定める損害賠償額を支払わなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第8条 戸別受信機の使用料は、無償とする。

(費用の負担)

第9条 戸別受信機の管理費用は、使用者が負担しなければならない。ただし、市長が負担させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。